

新潟市口腔保健福祉センター条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 19 日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第 59 号

新潟市口腔保健福祉センター条例

(設置)

第 1 条 市民の口腔^{くわう}保健の向上を図るため、新潟市口腔保健福祉センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 11 号に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 日曜日、休日等における歯科救急患者の診療（以下「急患診療」という。）に関すること。

(2) 障がい者、高齢者等で一般の歯科診療所での診療が困難なものに対する、口腔^{くわう}内の疾患に関する診療、指導及び相談並びに摂食嚥^{えん}下機能回復訓練（以下「特別診療」という。）に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(診療)

第 3 条 センターの急患診療及び特別診療は、外来診療とする。

(診療科目)

第 4 条 センターの診療科目は、歯科、小児歯科及び歯科口腔^{くわう}外科とする。

(診療日及び診療時間)

第 5 条 センターの診療日及び診療時間は、別表第 1 に掲げるとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(特別診療の対象者の範囲)

第6条 特別診療を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳，療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (2) 歯科診療中に医学的管理，介護その他健康状態についての特別の配慮を要する
65歳以上の者
- (3) 前2号に掲げる者のほか，市長が特に特別診療を受けることが必要であると認める者

(特別診療の申込み)

第7条 センターにおいて特別診療を受けようとする者は，あらかじめ，市長に当該特別診療の受診の申込みをしなければならない。

(行為の制限)

第8条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は，センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為
 - (2) 他の者に迷惑を与える行為
 - (3) 施設又は設備を汚損し，又は損傷する行為
 - (4) 前3号に掲げるもののほか，市長がセンターの管理上支障があると認める行為
- (退去等の命令)

第9条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者に対し，行為の中止，原状回復又はセンターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反している者
- (2) 係員の指示に従わない者

2 市長は，センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は，利用者に対し，前項に規定する処分をすることができる。

(手数料)

第10条 市長は，センターにおいて診断書その他診療に関する証明書の交付を受けよう

とする者から別表第2に掲げる手数料を徴収する。

(手数料の徴収時期)

第11条 手数料は、その都度徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその手数料の納付期日を定めることができる。

(手数料の免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認める場合は、その手数料の一部又は全部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

(1) センターの平等利用が確保されること。

(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 特別診療の申込みに関する業務
- (2) 第9条の規定による退去等の命令に関する業務
- (3) 手数料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務
(利用料金)

第16条 利用者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。

第17条 利用料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「算定方法等」という。）によって算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係る診療（生活保護法（昭和25年法律第144号）、高齢者の医療の確保に関する法律、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）及び健康保険法その他の社会保険に関する法律の規定による診療を除く。）については、算定方法等によって算出した額の2倍に相当する金額とする。

3 算定方法等に定めのない利用料金の額は、指定管理者が定める。

(利用料金に係る承認)

第18条 指定管理者は、前条第3項の規定により利用料金の額を定めるとき、又は利用料金の額を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第 19 条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(秘密を守る義務)

第 20 条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第 21 条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表第 1（第 5 条関係）

診療日	診療時間	診療内容
日曜日、休日、年末年始及び 8 月 13 日から同月 15 日まで	午前 10 時から午後 5 時まで	急患診療

平日の水曜日，木曜日（毎月の第４木曜日を除く。） 及び金曜日	午後２時から午後５時まで	特別診療
平日の毎月の第４木曜日	午前９時から午後５時まで	特別診療

備考

- 「休日」とは，国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。
- 「年末年始」とは，１２月３１日から翌年１月３日までをいう。
- 「平日」とは，土曜日，日曜日，休日，年末年始及び８月１３日から同月１５日まで以外の日をいう。

別表第２（第１０条関係）

種別		金額
診断書	簡易なもの	１，０００円
	複雑なもの	３，０００円
	特殊なもの	５，０００円
証明書	簡易なもの	１，０００円
	複雑なもの	３，０００円
	特殊なもの	５，０００円

備考 「特殊なもの」とは，生命保険金の給付，恩給の支給，自動車損害賠償責任保険の保険金の給付その他保険給付の請求に用いるものをいう。